

園での「薬」の取り扱いについて

園では、「厚生労働省 保育所保育指針」及び「一般社団法人日本保育保健協議会」の考えに基づき、やむを得ず、保育時間中に与薬が必要な場合に限り与薬します。

ご理解とご協力をお願いいたします。

園でお預かりできない薬

(1) かぜや急性の感染症を対象とした内服薬

園では与薬不可であることを医師にお伝えください。

(2) 市販薬や以前に処方された薬

(3) 症状を判断して与えなければならない解熱剤、吸入薬、吐き気止めなど(いわゆる頓服薬)

(4) サプリメントの類

(5) 浣腸や坐薬(熱性けいれんの場合を除く)

1. 園でお預かりが可能な薬

- 医師の指示による定期的な服用等が必要な場合に限定し、次の(1)～(4)のとおりとします。
- お預かりの薬については、薬により3ヶ月ごと、または年度末に保護者様に返却し、継続について主治医にご確認いただきます。

(1) 慢性疾患(気管支喘息・てんかん・糖尿病など)の医師の診断を受けていて、定時間隔投与が必要な治療薬

- ① 看護師と事前、および定期的な面談により保育時間内の与薬について確認
- ② 与薬の用法用量は、別記様式「主治医意見書」、および「薬剤情報提供書」により把握
- ③ ②は定期受診時等に、保育時間内の与薬を継続について保護者さまが主治医に確認
- ④ ③において変更が生じる場合は、速やかに上記②の2点を再提出

(2) 熱性けいれんの既往があり、発熱に伴うけいれん予防のため医師が必要と判断し、処方した坐薬

- ① 看護師と事前、および定期的な面談により保育時間内の与薬について確認
- ② 与薬の用法用量は、別記様式「主治医意見書」を保護者さまから主治医へ記入依頼
- ③ 別記様式「緊急時に備えた処方薬(エピペン・内服薬・その他)保管依頼書(保護者さま記入)」
- ④ ②③と坐薬を園に提出
- ⑤ 与薬の必要があった場合は、使用前に園から保護者さまにご連絡し、同意をとったうえで与薬
- ⑥ 園からの与薬確認の連絡が入りしだい、速やかにお迎えをお願いします。

(裏面あり)

- (3) アレルギー疾患があり、症状発現に服用が必要と医師が判断し処方した薬
上記(2)①～⑥同様
併せて「アレルギー疾患生活管理指導表」も提出。
必要に応じて「緊急時に備えた処方薬(エピペン・内服薬・その他)保管依頼書(保護者さま記入)」も提出
- (4) 一時的な怪我等により、集団での園生活に影響のない皮膚病変等があり、医師が定時間隔投与が必要と判断し、処方した薬(主に外用薬や点眼剤などを想定)

下記枠内の事項を確認したうえで、次の①②③を園児氏名、クラスを記したチャック袋に入れ登園時、職員に手渡しお迎えの際にすべて返却します。

- ① 与薬依頼書(別記様式:保護者さま記入)
- ② 薬剤情報提供書(お薬の説明書) またはお薬手帳(写し可)
アプリの場合は画面印刷をされたものを持参
- ③ 医師が処方した薬(内服の場合は1回分)

下記の場合は、上記①②③をご準備いただいても与薬できません。

- 登園前に処方を受け、一度も投与していない場合。
- 与薬依頼書の記入漏れや、薬剤情報提供書との矛盾(例 薬剤情報提供書で3剤の処方も、1剤での与薬依頼)がある場合。
- 症状の判断が必要な場合。
- 服薬ゼリーやジュース等でないと服用できない場合。
- かばん等にお薬があり、連絡帳にてご依頼のあった場合。

ご持参にあたってご確認ください。

- 目薬は遮光での管理が必要なものがありますので、薬局で処方された時の袋から出さずにご準備ください。
- 外用薬は外用する部位、時間帯等、医師の具体指示を与薬依頼書に記入してください。
- 軟膏処置、目薬の与薬は、看護師が不在の場合、上記①～③のご対応をいただいても対応できないことがあります。
- 服薬等を嫌がる場合は、与薬を完了できないことがあります。

2. ホクナリンテープなどの経皮吸収型の気管支拡張剤を貼って登園される場合

- ① テープに記名
- ② ①のテープは『背中』に貼る
- ③ **連絡帳へ『テープを貼っていること・貼った時間』の記入**
- ④ はがれたときに貼り直しが必要な場合は上記1(4)にしたがって、与薬依頼書を提出してください。ただし、ホクナリンテープ等は、貼付から12時間経過した後にはがれた場合は、次の投与のタイミングまで貼り直しは不要とされていますので、処方を受けた医療機関の医師にご確認ください。
- ⑤ 過去に処方されたテープのお預かりはできません。